

# 議会運営委員会

日 時 令和4年12月6日（火）午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 12月9日の議事等について

### (1) 議事日程

(諸報告)

第1 一般質問

第2 第1号議案から第20号議案（質疑、付託）

### (2) 議事日程第2に係る質疑順序

①

②

③

### (3) 付託先 別紙付託表のとおり ◎付託表は議場に持参

## 2 請願について

○受理なし

## 3 陳情・要望について

(1) 亀岡市議会から厚生労働省に潜在看護師を活用する意見書を提出することを求める陳情<環境市民厚生常任委員会>

(2) 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い  
<総務文教常任委員会>

(3) 亀岡市の地域包括事業についての陳情書【別紙No.1】  
<環境市民厚生常任委員会>

(4) 亀岡市主催の会議の扱いについての陳情書【別紙No.2】  
<環境市民厚生常任委員会>

## 4 議員提案議案について

(1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について【別紙No.3】

○発議者（前回：各会派幹事長）

○提案日 12月19日（月）

○提案理由、質疑、付託（省略）

○討論、表決 12月19日（月）

【裏面に続く】

## 5 その他

### (1) 委員会等の日程

- 12月 9日(金) 本会議終了後 広報部会  
12日(月) 10:00～ 総務文教常任委員会  
16:00(予定)～ 公共交通対策特別委員会  
13日(火) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会  
14日(水) 10:00～ 産業建設常任委員会  
14:00(予定)～ 京都スタジアム検討特別委員会  
14:30(予定)～ 桂川・支川対策特別委員会  
15日(木) 委員会予備日  
13:30～ 広報部会  
19日(月) 10:00～ 3常任委員会  
22日(木) 13:30～ 広報部会

(2) 意見書等提出期限 **12月15日(木) 10:00**

(3) 討論通告期限 **12月16日(金) 16:00**

### (4) 議会運営委員会等の日程

- 12月16日(金) 13:00～ 議運事前調整(正副議長、正副委員長)  
14:00～ 議会運営委員会・幹事会  
19日(月) 3常任委員会終了後 議運事前調整(正副議長、正副委員長)  
上記終了後 議会運営委員会

令和4年11月28日受理  
(持参)

陳情書  
(亀岡市の地域包括事業について)

別紙 No.1

この度、亀岡市の委託事業である包括支援業務について、品質管理のチェック体制を整えて頂きたく、陳情させていただきます。

介護保険法において、市町村は地域包括支援センターへの委託事業として、

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④介護予防ケアマネジメント業務

・ ・ と、以上のような項目が定められています。

その地域包括支援センターに在籍するケアマネージャーが、独断のプランを押し通し、利用者本位とは程遠いケアマネジメント業務を行う事により、担当する利用者が望まぬプランをやむなく受諾し、希望するサービス利用できず、不利益を被っていることを亀岡市高齢福祉課に報告しました。しかし市は、それを問題視せず、そのケアマネージャーの判断に依存していることを理由に擁護し、委託事業であることから仕方ない、という見解で、正誤の追求や対策を講ずる姿勢は一切みられませんでした。

しかし、地域包括支援センターに委託した業務である場合でも、その責任主体は市町村であるはずで、どのように考えても「委託先の行いには口を出せない」という意見は誤りで責任放棄であると思います。

今後このような、不適切なケアマネジメントによる市民の健康被害が生じないように、業務委託先であっても市の事業として品質を管理して頂きたく、陳情させて頂いた次第であります。

以下、当事業所が経験した問題のみを箇条書きします。

1. 主治医の意見書の文言を無視したサービスを強要する。
2. 利用者本人、家族の希望を無視し、独断でサービスの提案、削除を行う。
3. サービス担当者会議において他事業者の意見を加味しない。
4. サービス依頼の手順の理解が不十分であり、それを自覚しながらも、改善する意思がない。

地域包括事業は、介護保険事業の窓口でもあり、適正な対応が利用者の健康と QOL に直結するので、改善により救われる市民は、将来的にも大変多いはずです。

どうか、早急な改善対策を講じて頂けないでしょうか。

令和 4 年 11 月 28 日

亀岡市議会議長

福井 英昭 様

京都府亀岡市下矢田町 4 丁目 20-12

リハ&ナースステーション ami

所長 北野 享

TEL 0771-22-8401

## 陳情書

(亀岡市主催の会議の扱いについて)

別紙 No.2

当社は、亀岡市内において、訪問看護事業を営んでおります。

この度、亀岡市が主催する会議（地域ケア・人材育成・認知症・難病会議・幹事会・看護師会など）の開催が、民間企業の業務を圧迫し、ひいては在宅患者の不利益を伴いますので、改善をご検討頂きたく、陳情致します。

### ●亀岡市が主催する事業の、民間企業の参加における不合理な点

1. 対象となる民間企業に対して許可なく、その人員を招集しています。
2. その招集した民間企業の職員に対し、役割を持たせる等により、任意の参加ではなく半強制化している部分もあり、職員を派遣している全ての民間企業への営業損失を強いています。
3. 各民間企業に無断で招集した職員の就業時間を、市の事業にあて、各企業が損害を被っていると同時に、亀岡市は不当に利益を得ています。
4. 参加する職員の本分である業務が一定時間止まってしまうことにより、患者・利用者が受けるべきサービスに支障が生じています。

以上の問題が実際に生じていますので、ご理解と対策を講じて頂きたいと思っています。

### ●他社に就業中の職員を招集するにあたり

現在、上記の会議等は、民間企業（以下、会社とする）に所属する職員個人に対してのみ都合を尋ねて招集されています。しかし、対象となる会社に対しては許可なく、就業中の対象者を拘束するというスタイルを数年来継続してきました。

まず、会社が無断で、そこに所属する職員を招集するのは誤りですし、就業中の職員を派遣させるのであれば、会社との契約が必要と考えます。

なお、「各職種 OB など知識と経験豊富で時間に余裕のある方を対象とされては？」という意見も、会議の場では出ていますが、取り上げて頂けていないようです。

### ●労働対価について

主催する亀岡市は、自らの事業を運営することから、参加される市職員には給与が発生しています。

それに対し、招集される他社の職員は無給にて参加・またはその会社に損失を与えることが前提となっています。

（会の種類により、謝礼金が発生する物もありますが、所属会社の損失補填なしに個人に支払われるのも不自然と思われまます）

また、他社に就業中の職員を招集するのであるならば、業務外の用事を行うことを容認する会社のみを対象とすべきと考えます。

この点において当社では、当然ながら業務外の用事は中抜け休憩または早退と判断しています。

### ●各会社の損失について

招集する他社職員の時間給×（拘束時間＋移動時間）＋燃料費

毎回、各参加者の所属する全ての会社が直接被っている経費的な損失はこのようになります。

なお、営業利益の損失額を考慮する場合には、人件費の比ではなく遥かに高額となりますが、最低限、人員提供による損失の補填は補われるべきであると考えます。

このスタイルは数年来継続され、現在に至ります。

## ●在宅患者の健康被害の可能性について

医療系の業種においては、その患者・利用者の中には、安定的なサービスを要する方が多く含まれます。

会議の為にスケジュール調整、場合によってはサービスに穴を空けることが考えられます。

また、医療系の業種には精神科患者など、日時や担当者の変更が大変困難な仕事も含まれています。

このリスクは、各業種、事業所によって程度の差はありますが、訪問看護を行う当事業所にとっては大きな問題となっています。つまり二次的に、在宅患者の健全な療養生活の障害となっています。

今回取り上げた市の事業が、市民の健康と引き換えに行われている部分がある、ということをご理解頂きたいと思えます。

## ●提案

「就業中の他社職員を招集するのであれば、会社の損失が補填されるべき」という案がまず考えられますが、予算の検討からの事案であろうことから、即座に対応することは困難とも思われます。

従って、全員が同条件で臨むには、就業時間外を選ぶのが適切かと思われませんが、如何でしょうか。

その場合であれば、参加者個人の都合のみで、それぞれが判断できるものと考えられます。

また、時間帯による差があるとはいえ、対象者全員が都合の良い時間を作ることも困難であることは明らかなので、市役所側から各事業所への訪問での調査と情報収集を重視されるのも効率的かと思われます。(会議という形での開催実績を目的とされるのであれば、この限りではありませんが)

何故なら、招集を受ける対象者は、管理者等の役職を持つ者が主であり、現場業務への関わりが少ない者も含まれているのです。

## ●陳情に至る経緯

現状の参加者構成は、このように多くの障害を伴ったまま会議を継続されています。

また参加者は、情報と意見を得るために招かれているにも関わらず、上記の意見を会議の場で主張されたこともあります。取り上げられることもありませんでした。

市民の方々の利益に繋がるための取り組みが行われるにあたり、定まった方針と手段をお伝え頂ければ、各会社の協力は得られやすいでしょうし、当社においてもそのように対応する所存です。

各専門分野の協力が、能率よく市政に活かされることを願っています。

令和 4 年 11 月 28 日

亀岡市議会議長

福井 英昭 様

京都府亀岡市下矢田町 4 丁目 20-12

リハ&ナースステーション ami

所長 北野 享

TEL 0771-22-8401

## 議第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に  
関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和  
31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の  
162.5」を「12月に支給する場合には100分の1  
67.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」  
に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から  
適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施  
行する。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、<u>12月に支給する場合においては100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、<u>12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>



議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>(期末手当の内払)</u></p> <p><u>2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>